

町内会規約集

南台一丁目町内会

(2026・04・19 改)

目 次

- 1:南台一丁目町内規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1

- 2:南台一丁目町内会館設置並びに運営に関する規定・・・・p7

- 3:南台一丁目町内会自主防災会規規約・・・・・・・・・・・・p11

- 4:南台一丁目町内会館消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・p14

南台一丁目町内会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、南台一丁目町内会(以下町内会)という。

(組織)

第2条 本会は、南台一丁目町内の居住者で構成し、1世帯の1名が会員を代表する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は会長宅におく。

(目的)

第4条 本会は、会員とその家族の福祉、厚生並びに親睦をはかことを目的とする。

第二章 事 業

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 生活向上実現のため、市、その他に対する請願、陳情。
2. 公害、交通、防犯および非常災害等から会員を守り、その指導に関すること。
3. 体育向上および親睦を深めるためのこと。
4. 慶弔その他必要なこと。

第三章 役員・組長・評議員

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員をおく

1. 会長 1名、
2. 副会長 2名、
3. 会計 2名、
4. 書記 2名

(組長と評議員)

- 第7条
1. 組長は、各組より1名を選びその組内会員を代表する。
 2. 評議員は、各地区組長より3名選出する。但し朝日地区は2名とする。
 3. 評議員は、各地区に属し、会務を評議する。

(役員任期および選出)

- 第8条
1. 会長、副会長、会計、書記の任期は2年とし、留任を妨げない。
 2. 会長、副会長、会計、書記は任期内でも役員の変更を必要とした場合は、総会の議決により一部かえることができる。

3. 会長、副会長、会計及び書記は会員の中より選出(推薦)し、総会の議決により承認する。

(役員 の 責務)

- 第9条
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 3. 会計は、本会の一般会計と特別会計を分掌管理する。
 4. 書記は、諸会議の議事録を作成するほか、会長の指示を受け会員へ告示する。

第四章 会計監査と顧問

(会計監査の選出と任務)

- 第10条
1. 会計監査は、組長以外より2名選出し、総会において承認する。
 2. 会計監査は、一般会計及び特別会計を監査し、総会において報告する。

(顧問)

- 第11条
1. 町内会に若干名をおくことができる。但し、会員外でも可とする。
 2. 顧問は、役員会の要請に応じて意見を述べる。

第五章 機 関

(機関の種類)

- 第12条 本会は、次の機関をおく。
1. 総会
 2. 評議員会
 3. 役員会
 4. 組長会

(総会)

- 第13条 総会は、最高議決機関であって、年一回定期総会を開く。
1. 会員の四分の一以上の要求があった時、ならびに会長が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
 2. 総会は、役員と代議員で構成し、議長は総会で選出する。
 3. 代議員は各組より1名選出する。
 4. 代議員が欠席する場合は、議長あてに委任状を提出すること。
 5. 会員は総会に出席し、意見を述べるができる。

(評議員会)

第14条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員と評議員で構成し、必要に応じて開催する。

但し、評議員の三分の一以上の請求があった場合は、会長は臨時に召集しなければならない。

(議案)

第15条 総会に提出する議案は予め評議員会の承認を得るものとし、他に恒常議事として次の事項を付するものとする。

1. 歳入出予算に関する事項。
2. 会務一般経過報告、財産及び決算報告。
3. 会員負担金の割り当て及び徴収方法に関する事項。
4. 規約の改廃に関する事項。
5. その他必要事項。

(会議の成立と議決)

- 第16条 1. 第12条～第14条の会議は定員の三分の一以上の出席をもって成立する。
2. 総会及び評議員会の議事は、出席代議員・評議員の過半数の同意を得て決定する。

第六章 地区の組織

(地区の組織)

- 第17条 1. 本会は、4地区(朝日、江川、南台、あすなろ)をもって構成する。
2. 各地区の配置分合を行うときは評議員会の承認を得て決定する。

第七章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

- 第19条 1. 会の会費、一世帯年額2,400円とする。
2. 事業所またはこれに準ずるものは月額12,000円とする。
3. 特別の事情がある会員については、評議員会で審議し会費の徴収を免除することができる。

(台帳)

第20条 本会は、次の台帳を備えるものとする。

1. 会員名簿
2. 金銭出納帳
3. 議事録
4. 備品台帳
5. その他必要な台帳

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第八章 其 他

(特別会計)

第22条 本会は、特別会計として町内会館運営経費(積立金・改修・修繕・光熱費・保険料・使用料等)を独立して置く。

なお、特別会計は会館運用目的又は総会で決定した事項のみにする。

(積立金の運用)

第23条 積立金の運用は、施設の保安全管理に使用し、評議員会の承諾を得るものとする。

(規約の改廃)

第24条 本規約を改廃する場合は総会の議決による。

(その他)

第25条 その他必要な事項は評議員会の議決により別に定めることができる。

細 則

1. 弔慰金 会員及び同居の親族が逝去したときは、10,000円の弔慰金を贈る。
2. 会費は、いかなる理由においても一切返納しないものとする。
3. 活動補助金 町内会活動に際し、以下の金額(年額・税込)又は商品券を支給する。
なお、町内会活動に積極的でない場合は、支給を見送る場合もある。
町内会会長：70,000円、副会長：40,000円、書記・会計：30,000円、
組長：3,000円、配布担当：1,000円、会計監査：3,000円
4. 収入項目と支出項目を別紙1の通りとする。

付 則

この規約は、平成元年4月1日から実施する。

この規約は、平成10年4月19日から実施する。

この規約は、平成13年4月15日から実施する。

この規約は、平成14年4月22日から実施する。

この規約は、平成15年4月20日から実施する。

この規約は、平成27年4月12日から実施する。

この規約は、平成28年4月17日から実施する。

この規約は、平成29年4月16日から実施する。

この規約は、平成30年4月15日から実施する。

この規約は、令和2年4月12日から実施する。

この規約は、令和6年4月14日から実施する。

この規約は、令和7年4月20日から実施する。

この規約は、令和8年4月19日から実施する。

収入に関する科目及び項目

NO	科 目	内 容 (項 目)
1	繰越金	前年度の余剰金
2	町内会費	今年度の町内会費
3	事業収入	町内会の単独事業により得られる収入(お祭り、県外研修旅行会費、会館使用料など)
4	補助金	市からの事業補助金
5	受託費	他の団体から事業委託された時(イ列:募金集金など)
6	利息	預貯金の利息(利子)
7	寄付金	他の団体又は個人から町内会に寄付された金額
8	雑収入	1～7までのいずれにも属さない収入
9	繰入金	特別会計から一般会計に繰り入れられて収入となる金額

支出に関する科目及び項目

NO	科 目	内 容 (項 目)
1 1	事業費	年度内の事業のために出費する費用(お祭り、敬老祝品など)
1 2	会議費	町内会総会その他各種会議での飲食費など
1 3	事務経費	会報、会議文書、回覧文書などの作成に関わる費用(印刷、事務消耗品など)
1 4	協力費	関連組織への会費、活動助成金、並びに渉外・交際に関わる費用
1 5	什器備品費	消耗品以外の機器で管理台帳に管理される物品購入費(パソコン・防災備品)
1 6	維持費	会館光熱費、火災保険、放送受信料
1 7	弔慰金	会員等を対象とした規約等に基づく弔事費用
1 8	活動補助費	規約等により役員等に支払う各種補助金
1 9	繰出金	一般会計から計画的に特別会計に支出される金額
2 0	雑費	1 1～1 8のいずれにも属さないその他費用(防犯防災関係、街灯電気代)
2 1	予備費	年度内で予算不足や未確定事業に充当する金額(被災見舞金等)

南台一丁目町内会館設置並びに運営に関する規定

(設置及び位置)

第1条 南台一丁目町内会(以下町内会)は、住民の親睦、福祉の増進、文化向上をはかるため、南台1丁目13番14号に南台一丁目町内会館(以下町内会館)を設置する。

(運営)

第2条 町内会館の管理並びに運営は、町内会にておこなう。

(使用申し込みと許可)

第3条 町内会館を使用するものは次による

1. 使用の申し込みは原則として、午前10時から午後5時までとする。
(日曜日、祭日は不可)
2. 町内会館を利用するものは、使用する1ヶ月前から受け付ける。
(サークル等で使用する場合は、代表者とする。)
なお、同一日に使用申込者が多数いる場合は抽選等で決める。
3. 町内会館を使用するものは、あらかじめ所定の様式による申込書を管理人に提出して、その許可を受けなければならない。
4. 町内会館での音楽等は、夜間8時30分までとする。
(カラオケ等を含む)
5. 使用料の返還については、利用の許可を受けた者が使用する1週間前までに連絡がない場合、既使用料は返還しない。
(使用料を払って使用しなくなった場合)

(使用許可の特例)

第4条 管理人が判断出来ない時は会長と相談し、必要に応じ特別の条件をつけることが出来る。

(使用の制限)

第5条 会長が次の項に該当する者には、町内会館の使用を許可しない。

1. 公安、公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めた時。
2. 建物、またはその付属設備等を損傷する恐れがあると認めた時。
3. その他町内会館運営上支障があると認めた時。
4. 葬儀として町外居住者の使用は、原則として許可しない。

(使用料)

第6条 町内会館使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 前条の規定にかかわらず、町内会事業に使用する場合は免除する。

また、福祉、公益上特に必要があると認めた時は、一部又は全部を減免することが出来る。

(使用許可の停止、取り消し等)

第8条 会長は、次の項に該当すると認めた時はその使用を禁止、若しくは条件を変更し、又は使用の許可を取り消すことが出来る。

1. この規定に違反した時。
2. 使用許可条件に違反した時。
3. その他会長が必要であると認めた時。

(特別設備等の場合)

第9条 使用者は、町内会館の既存の設備を移動し、又は特別の設備をしようとする時は、予め会長の許可を受けなければならない。

(使用後の整理、清掃)

第10条 使用者は使用後、部屋、備品及び器物等の整理、清掃並びに火災、盗難の予防を完全に行うものとする。

(賠償義務)

第11条 使用者は、建物、付属設備、備品、器物等を損傷し、又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。但し、不可抗力等により使用者の責にあらざるものはこの限りではない。

(営利行為の禁止)

第12条 町内会館において、入場者を対象とする物品の販売、その他これに類する行為をしてはならない。但し、会長の許可を受けた時はこの限りではない。

(改廃)

第13条 この規定に定めるほか、必要な事項は評議員会が定める。

(管理人)

第 14 条 町内会館に管理人をおく。

1. 管理人は町内会長が定める。
2. 管理人の職務は、使用申込者の受付と、定期的な町内会館の清掃等の維持管理を行う。

(防火管理者)

第 15 条 施設の防火管理のため消防法に定める防火管理者を消防署に届ける。

付 則

この規定は、平成元年 4 月 1 日から実施する

この規定は、平成 14 年 4 月 22 日から実施する

この規定は、平成 15 年 4 月 20 日から実施する

この規定は、令和 2 年 4 月 12 日から実施する

南台一丁目町内会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、南台一丁目町内会自主防災会と称す。

(連絡所)

第2条 本会の連絡所は、本部長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の助け合い精神に基づき、平素の火災予防を主眼とした自主的な防災活動を行うことにより、火災、地震等発生時における被害の防止、軽減を図ることを目的とする。

(自主事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及、並びに啓蒙、広報活動に関すること。
- (2)火災、地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (3)防災訓練に関すること。
- (4)防災資機材等の管理に関すること。
- (5)その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、町内会全会員をもって構成する。

(役員)

第6条 1. 本会に次の役員を置く。

- (1)本部長 1名
- (2)副本部長 2名
- (3)本部員 12名

2. 本部長は町内会長、副本部長は町内会副会長、本部員は町内会役員及び各地域団体代表者をもって充てる。

3. 役員任期は、2年とする。但し、再任することが出来る。

(役員の仕事)

- 第7条 1. 本部長は本会を代表し、会務を総括し、火災、地震等の発生時における応急活動の指揮に当たる。
2. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を行う。

3. 本部員は会議の構成員となり、会務の運営に当たる。

(地区対策本部)

第8条 本会の地区対策本部は、本部長が必要に応じて招集する。
議長は本部長とし、必要な事項を審議し、会員に周知する。

(防災計画)

第9条 1. 本会は、火災、地震等による災害の未然防止と被害の軽減を図るため
防災計画を作成する。
2. 防災計画は、次の事項について定める。
(1) 火災、地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
(2) 防災に関する知識の普及及び啓蒙、広報活動に関すること。
(3) 防災訓練の実施に関すること。
(4) 火災、地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、
救出救護及び避難誘導に関すること。
(5) その他必要な事項。

(班の設置)

第10条 1. 本会に次の班を置く。
(1) 応急救助班(初期消火活動、被災者救助等)
(2) 地区パトロール班(地区パトロール、避難誘導、被害状況把握等)
(3) 物資供給班(活動拠点での炊き出し、防災拠点からの物資の受け入れ、供給等)
(4) 弱者見回り班(高齢者、障害者、外国人などの見回り、安否確認、支援等)
2. 班に班長を置き、本部員が兼務するものとする。
3. 班員は、主に組長をもってあたる。

(災害発生時)

第11条 1. 広域災害:本部長以下、本部員及び班員は、自己処理後速やかに町内会館に
集合し、本部長指揮のもとに、各々の役割分担の任務にあたるものとする。
2. 一般災害:応急救助班は、速やかに火災発生現場に赴き初期消火活動を行うも
のとする。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町内会の総会又は評議員会の議決を経て定める。

(規約の改廃)

第13条 本規約を改廃する場合は評議員会の議決による。

付 則

この規約は、平成 15 年 4 月 20 日から実施する。

南台一丁目町内会館消防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、南台一丁目町内会館（以下町内会館）における消防管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図る事を目的とする。

第2節 計画の適用範囲及び総括責任者と防火管理者の権限

(計画の適用範囲)

第2条 この計画は、町内会館に出入りする全ての者に適用する。

(総括責任者の職務)

第3条 町内会長は総括責任者として町内会館の防災・安全管理の把握をすると共に有資格防火管理者を選任し防火管理業務を委任する。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 町内会館の防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出。
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施。
- (3) 建物、火気使用設備器具、消防用設備等の点検、検査の実施と監督。
- (4) 収容人員の把握と安全管理。
- (5) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導監督。
- (6) 利用者に対する防災教育の実施及び防火管理上必要な資料の作成と掲示。
- (7) 喫煙禁止場所及び喫煙所の指示又は承認。
- (8) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定又は承認。
- (9) 改装、模様替え等の工事場所における火気使用制限又は立ち会い。
- (10) 消防機関に対する法令に基づく各種報告、連絡及び諸手続。
- (11) 町内会長に対する防火管理上必要な助言及び報告。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第5条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査を行うための組織とする。

(火災予防のための組織)

第6条 平素における火災予防及び地震時における出火防止を図るため、防火担当責任者及び火元責任者を第7条のとおり指定する。

(防火担当責任者等の業務)

第7条 防火担当責任者及び火元責任者の業務を次のとおり定め

- (1) 防火担当責任者は、町内会館管理人とし次の業務を行う。
 - ア 利用施設の火元責任者に対する防火管理業務の指導及び監督に関すること。
 - イ 防火管理者の補佐
- (2) 火元責任者は施設を利用するグループの代表とし次の業務を行う。
 - ア 利用施設の火気管理
 - イ 利用施設の火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の利用時管理。
 - ウ 利用設備の避難口及び通路等の徹底。
 - エ 地震時における火気使用設備器具、電気設備の安全確認。
 - オ 退館時の火気使用設備器具、電気設備の安全確認と施錠。
 - カ 防火担当責任者の補佐。
 - キ 火災発生時は初期消火、避難誘導と消防署、防火管理者、町内会長への通報を速やかに行う。

(自主点検、検査を行うための組織)

第8条 建物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の機能を適正に維持するため、定期に点検、検査を行うものとし、点検、検査の実施者を第10条1項に定める。

第2節 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項等)

第9条 1. 次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けるものとする。

2. 防火計画は、次の事項について定める。

- (1) 喫煙所を新設又は変更するとき。
- (2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 危険物又は可燃物品を取り扱うとき。
- (4) 改修、模様替え等の工事を行うとき。

第3節 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検

(建物等の自主検査)

第10条 建物、火気使用設備器具、電気設備の自主検査は、次により定める。

(1) 実施時期

検査対象	検査実施月日			
建物	月	日	月	日
火気使用設備器具	月	日	月	日
電気設備	月	日	月	日

(消防設備等の点検)

第11条 消防用設備等の点検は、次により実施する。

- (1) 点検班が行う点検には町内会役員がこの任に当たる。
- (2) 点検の実施時期

点検種別 点検対象	点検班が行う点検	点検資格者が行う点検
	外観点検	外観点検 機能点検
消火器	月 日	月 日

(点検、検査結果の記録)

第12条 点検、検査を実施した者は、その結果を防火管理者、防火管理者は町内会長に報告すると共に、「防火対象物維持台帳」に記録する。

(不備欠陥等の報告)

第13条 防火管理者は、不備欠陥事項についてその改修計画を樹立して町内会長に報告し、改修の促進を図る。

付 則 この消防計画書は、平成15年4月20日から実施する。